

令和3年度一般会計補正予算（第3号）の専決について

4月20日から5月11日までの期間、県内の5市を、まん延防止等重点措置を講じるべき区域としていますが、4月28日から新たに7市を追加するとともに、区域内の飲食店において酒類の提供を行わないよう要請することに伴い、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店の皆様に支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費

について、予算を増額する必要が生じたため、補正予算を編成し、本日、専決処分しました。

1 補正予算の概要

補正予算規模 17億円（補正後予算額2兆514億17百万円）

〔歳入内訳〕

- ・ 国庫支出金 17億円（2,519億57百万円 2,536億57百万円）
（地方創生臨時交付金）

2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 1,600,000千円
（既定予算とあわせ 57,300,000千円）

令和3年4月20日から5月11日まで要請している飲食店への営業時間の短縮要請について、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を追加することに伴い、協力金に係る予算を増額します。

〔対象者〕県内全域の飲食店

〔主な支給要件〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること
- ・まん延防止等重点措置区域にあつては、4月28日以降酒類の提供を行わないこと 等

〔支給額〕以下の区分に応じて算定した日額×22日

（1）4月20日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上が、

- ・10万円以下の場合：4万円〔日額〕
- ・10万円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4〔日額〕
- ・25万円を超える場合：10万円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)〔日額〕

（2）4月28日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市）

- ・4月20日から4月27日まで...（3）の取扱いと同様
- ・4月28日から5月11日まで...（1）の取扱いと同様

（3）その他区域

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5千円〔日額〕
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3〔日額〕
- ・25万円を超える場合：7万5千円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4〔日額〕

（上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

中小企業は1日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

要請する全ての日に御協力いただけない場合であっても、支給の対象となる場合があります。

（参考）千葉県感染拡大防止対策協力金について（4月20日から5月11日の時間短縮分の変更）

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0424.html>

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業（経営支援課） 100,000千円
（既定予算とあわせ 300,000千円）

まん延防止等重点措置を講じるべき区域を追加することに伴い、当該区域の飲食店における感染防止対策の遵守徹底を図るため、現地調査を追加で実施します。

[委託期間] 令和3年4月28日～令和3年5月11日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保
- ・ アクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底 など